別紙１

区内の半数以上のセンターが「１点」又は「２点」となった項目に係る
改善策等の実施状況

項　　目	区	改善策等の実施状況
運営体制 【利用しやすさ】 夜間・休日の電話対応	安 芸 区	夜間・休日の電話を受け付けた法人施設等の職員からセンター職員への連絡体制が整えられており、緊急対応を要する場合には迅速に対応ができる体制を今後も継続していくことを区地域支えあい課が確認した。
運営体制 【介護予防ケアマネジメントの直接実施率】	中　　区 南　　区 西　　区	職員の交代等があり体制整備が十分ではなかったセンターもあるが、区地域支えあい課が、設置法人に対し介護予防プランナーの適正配置について指導するとともに、巡回支援等で介護予防ケアマネジメントの担当件数を確認することで、上限件数を超えないよう努めている。
運営体制 【介護予防ケアマネジメントの担当件数】	中　　区 東　　区 安佐北区	
職員体制 【職員の配置状況】	東　　区	早急に職員の補充を行い、当該年度内に欠員を解消したほか、今後とも適正な職員配置に努めている。
職員体制 【経験豊富な職員配置状況】	安芸区以外の７区	法人に対して、センターで長く経験を積めるよう、中長期を見据えた法人全体における人員配置を働きかけているほか、職員の育成や定着率が向上するような環境作りや研修等を行っている。 区地域支えあい課がセンターの定例会や職種別会議の際に情報交換等の場を設けることで、職種間の連携強化や資質向上を図っている。
広報活動 【認知度】	中　　区 南　　区	地域の関係団体と連携して講座を開催するほか、センターだよりを作成し各自治会等での掲示や金融機関等への配布など、センターが積極的に広報活動を行っている。
高齢者虐待防止 【緊急性の判断や支援計画に基づいた対応状況】	安佐北区	センターと区地域支えあい課が連携を図り、状況に変化に応じた支援計画の見直しや支援計画期間内に計画の評価・見直しを行い、帳票を更新するよう支援を行った。